

## 不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条	感染症指定医療機関の指定取消	指導予防課

第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関又は結核指定医療機関が、法令で定めるところの市長の指導に従わない又は指定医療機関としての医療を行うに不適切と判断されるといった理由により、当該指定医療機関の指定を取り消すことができる。

その処分基準は次のとおりとする。

### 処分基準

- ・ 第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関又は結核指定医療機関が、法令で定めるところの市長の指導に従わない場合。
- ・ 第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関又は結核指定医療機関が、指定医療機関としての医療を行うに不適切と判断された場合。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。